



今年は穏やかな新年を迎えましたが、引き続き極度の円安や原材料費の高騰による物価高、海外に目を向ければアメリカ大統領の交代に伴う政策の大転換等先行きが見通せず大きな変化のある年になりそうです。技能実習制度もお伝えの通り、3年以内に育成就労へと制度が変わり、特定技能制度もより拡充する方向で改正が進んでいます。

国の方針では、今後、労働力として日本で安定的に安心して外国人労働者が働ける環境づくりを目指しているように感じられます。

今号では、今後、外国人雇用の主力になるであろう特定技能制度についてお伝えいたします。題して「特定技能まるわかり」。それでは行ってみましょう。



## 特定技能制度とは

国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野（特定産業分野※1）において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度です。2018年に可決・成立した改正出入国管理法により在留資格「特定技能」が創設され、2019年4月から受入れが可能となりました。

在留資格「特定技能1号」の外国人は、技能実習制度と違い労働者として在留することになりますので労働関係法令が全て適用されますし、日本人労働者と労働条件に差異が生じることを認めていません。

また、慣れない日本での生活をするため職業上、生活上、社会上の支援を行う必要があり、それをまとめた「1号特定技能外国人支援計画」を策定して入管に提出する必要があります。

これらの計画策定や変更、実際の支援等（※2）については登録支援機関に全部を委任することができます。当組合は登録支援機関として皆様方の特定技能外国人の受入れ支援に取り組んでいます。

## 特定技能1号の有資格者(外国人)

①試験により一定の専門性・技能を有すると認められた者

日本語要件：日本語能力試験(N4以上) 合格者

技能試験：特定産業分野（※1）の特定技能評価試験 合格者

②技能実習1号、2号の実習を通じて、一定の専門性・技能を有すると認められた者

技能実習2号を修了した者

## 特定産業分野(※1)とは

①介護 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業 ④建設 ⑤造船・船用工業 ⑥自動車整備  
⑦航空 ⑧宿泊 ⑨自動車運送業 ⑩鉄道 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業  
⑮林業 ⑯木材産業

下線があるのは、特定技能2号に移行できる産業分野。

特定技能2号になれば、在留期間の制限がなくなる（特定技能1号は5年まで）、家族の帯同が可能になる等、定住者とあまり変わらない就労在留資格になるが、令和6年6月の発表では、特定技能外国人25万1,747人中、特定技能2号外国人は、わずか153名という狭き門となっている。それぞれの産業分野によって、技能評価の方法が異なる、日本語能力も試験合格が必要で分野もある等さまざまです。

## 特定技能1号の資格取得試験とは？

### 特定技能1号評価試験の実施機関と内容

特定産業分野それぞれに運用方針・運用要領・評価試験・実施機関が定められています。  
例えば「工業製品製造業」の場合

実施機関：プロメトリック㈱

試験区分：3区分（機械金属加工区分・電気電子機器組立区分・金属表面処理区分）

試験方法：パソコン上で実施する試験

問題数：40問（学科試験30問、実技試験10問）

試験時間：80分

合格基準：学科試験：65%以上、実技試験：60%以上

開催頻度：令和6年度 7月～8月 12月 1月～2月 の3回 2週間程度で開催

受験料：8,000円

合格証明書発行手数料：15,000円

試験問題：サンプル問題 ホームページ掲載

<https://www.sswm.go.jp/exam/materials/#ssw1>

### 日本語能力試験の実施機関と内容

- ①日本語基礎テストの合格
- ②日本語能力試験 N4以上合格 ※

※ ②日本語能力試験 N4の場合

試験機関：（公財）日本国際教育支援協会・（独法）国際交流基金

試験区分：5区分（N1～N5）

試験方法：パソコン上で実施する試験

試験項目：3区分（文字・語彙・文法、読解、聴解）

試験時間：文字・語彙 25分 文法・読解 55分 聴解 35分

合格基準：1区分60点中19点以上 3区分合計180点満点中100点以上

開催頻度：7月、12月

受験料：7,500円

合格証明書発行手数料：1,000円/一部（郵送料別途）

試験問題：サンプル問題 ホームページ掲載(N4)

<https://www.jlpt.jp/samples/n4/index.html>

### 特定技能外国人 受入機関(企業)の必要要件

- ①労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
- ②1年以内に非自発的離職者や外国人の行方不明者を発生させていないこと
- ③5年以内に入出国、労働法令違反（技能実習計画認定取消を含む）がないこと  
等々が挙げられます。

また、欠格事由ではありませんが、特定産業分野ごとに分野所管省庁が設置している「協議会」に加入することが必須となっています。

## 協議会とは？

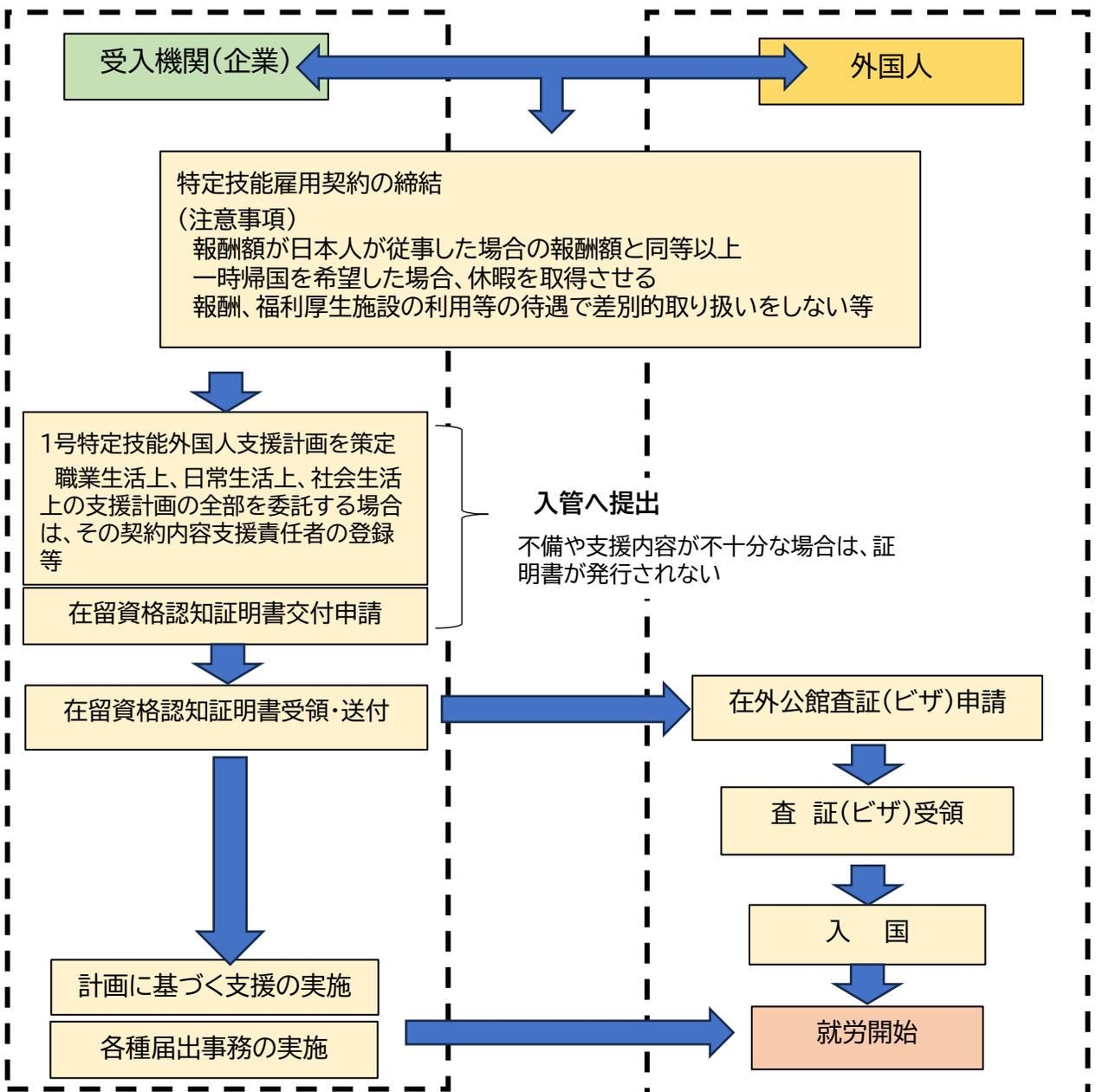
- 制度の適切な運用を図るため、特定産業分野ごとに分野所管省庁つまり国が協議会を設置しており、これに加入する必要があります。
- 加入申請時に、企業概要などの資料が必要な協議会もあります。会費は徴収しない協議会が殆どですが、建設業の協議会は、年会費と採用する特定技能労働者の数による会費が徴収されます。
- 協議会の目的は、地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発の他、地域ごとの人手不足の状況を把握し必要な対応等を行うとなっています。

協議会加入の手続きについても、当組合でサポートしております。

提出資料が多い協議会だと、3カ月程度かかる場合もありますので、特定技能外国人採用の際はスケジュール感にご注意ください。

## 入国のスキーム

### 〈海外から受け入れる場合〉

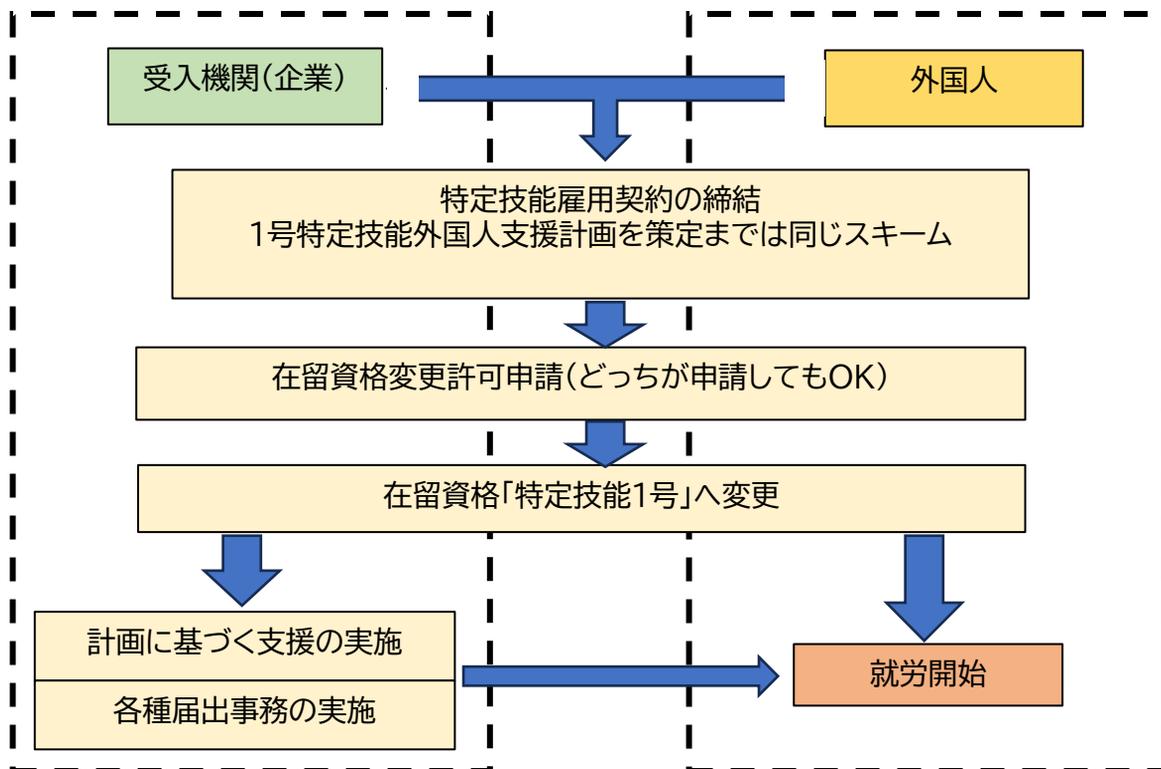


就業までの期間 ⇒ 概ね 面接後3~4カ月かかる場合が多い

## 〈日本国内から採用する場合（違い）〉

1号特定技能外国人支援計画を策定までは共通

在留資格を1から取るのではなく、現在の在留資格を「特定技能1号」に変更する申請が必要



就業までの期間 ⇒ 前職の退職タイミングなどがあり一定ではないが、現職がない場合は2カ月程度の場合が多い

いかがでしたでしょうか？

特定技能制度を既に活用されている事業所様、活用されていないもしくはこれから活用を考えている事業所様へのなんらかの一助になれば幸いです。

さらに詳しく知りたい！！

出入国在留管理庁の「特定技能制度」に詳しい情報があります

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/index.html>



成長著しいアジアの活力と日本が長年培ってきた技術・技能とを融合させ、貴社の成長・発展に繋がる外国人材の採用を支援いたします。

新たな成長・発展の基盤は人材です。活力に満ちたアジアの人材を活用しませんか？

サクセス協同組合

TEL: 093-581-0047 URL: <https://k-success.org/>